

山形県告示第 275 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

2019 年 4 月 12 日

山形県知事 吉村美栄子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
米沢市	計量法施行令 第 10 条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	2019 年 6 月 3 日	午前 10 時 00 分から 午前 11 時 30 分まで	東部コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会	
		同	午後 1 時から 午後 2 時まで	上郷コミュニティセンター		
		同	午後 2 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	万世コミュニティセンター		
		同 月 4 日	午前 10 時 00 分から 午前 11 時 30 分まで	三沢コミュニティセンター		
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	南原コミュニティセンター		
		同 月 5 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	窪田コミュニティセンター		
		同 月 6 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	北部コミュニティセンター		
		同 月 7 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	南部コミュニティセンター		
		同 月 10 日	午前 10 時から 正午まで	西部コミュニティセンター		
		山辺町	同 月 11 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		中央公民館
		中山町	同 月 12 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		中山町役場
		西川町	同 月 13 日	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで		西川町役場大井沢支所
			同	午後 1 時から 午後 3 時まで		西川町役場
		朝日町	同 月 14 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		朝日町開発センター
		大江町	同 月 17 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		大江町民ふれあい会館
河北町	同 月 18 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	河北町職業訓練センター			
	同 月 19 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	溝延研修センター			
	同	午後 1 時から 午後 2 時まで	農村環境改善センター			
酒田市	同 月 20 日	午後 1 時から 午後 3 時まで	平田総合支所			
	同 月 21 日	午前 10 時 30 分から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着所			
	同 月 24 日	午後 1 時から 午後 4 時まで	八幡総合支所			
	同 月 25 日	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	松山農村環境改善センター			
	同	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	広野コミュニティセンター			

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
酒田市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	月 26 日	午前 9 時 30 分から 午後 4 時まで	酒田市総合文化センター	一般社団法人 山形県計量協会
		同	月 27 日	午前 9 時 30 分から 午後 4 時まで		
		同	月 28 日	午前 9 時 30 分から 午後 3 時まで		
		同	年 7 月 1 日	午後 1 時から 午後 4 時まで		
		同	月 2 日	午前 9 時 30 分から 午後 4 時まで		
		同	月 3 日	午前 9 時 30 分から 午後 3 時まで		
遊佐町		同	月 4 日	午後 1 時から 午後 3 時 30 分まで	吹浦まちづくりセンター	
		同	月 5 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	遊佐町民体育館	
川西町		同	月 9 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	川西町民総合体育館	
		同	月 10 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		
高島町		同	月 11 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	糠野目生涯学習センター	
		同	同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	和田地区公民館	
		同	月 12 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	中央公民館	
南陽市		同	月 18 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	南陽市勤労者総合福祉センター	
		同	月 19 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		
		同	月 22 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	南陽市防災センター ( 沖郷公民館 )	
		同	月 23 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		
上山市		同	月 24 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	上山市役所 (南側車庫棟前)	
		同	月 25 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		
小国町		同	年 8 月 6 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	小国町役場 (東側駐車場)	
飯豊町	同	月 7 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	飯豊町町民総合センター		
白鷹町	同	月 8 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	白鷹町役場(スクールバス車庫)		
寒河江市	同	月 20 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	寒河江技術交流プラザ		
	同	月 21 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	寒河江市役所		
	同	月 22 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで			
長井市	同	月 26 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	長井市役所 (第2庁舎西側駐車場車庫)		
	同	月 27 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			

山形県告示第 276 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

2019 年 4 月 12 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米沢市	計量法施行令第 10 条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	2019 年 6 月 3 日から  同 年 12 月 20 日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の所在場所又は指定定期検査機関が指定する場所	一般社団法人 山形県計量協会
酒田市				
寒河江市				
上山市				
長井市				
南陽市				
山辺町				
中山町				
河北町				
西川町				
朝日町				
大江町				
高島町				
川西町				
小国町				
白鷹町				
飯豊町				
遊佐町				